

令和6年度 茨城県

医療機関・福祉施設等 物価高騰対策支援金

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関・福祉施設等の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、**光熱水費・食材料費等**に係る支援金を支給します！

申請
期間

令和7年4月21日(月)
～5月30日(金) 必着

支給
金額

<光熱水費>

令和5年光熱水費×4.1%(物価上昇率)×補助率

※介護・障害福祉施設の訪問系事業所に対しては、
車両燃料費の高騰分(固定額)を別途支給

<食材料費> ※ 一部施設のみ対象

施設別単価 × 病床数・入所者数等

対象施設

- ・医療機関等(病院、診療所、薬局、施術所、助産所、歯科技工所)
- ・介護施設等(入所系、通所系、訪問系)
- ・障害福祉施設(入所系、通所系、訪問系)
- ・幼児教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園 等)

申請前に必ず、茨城県ホームページにて詳細をご確認ください。

↓詳細はこちら↓



◆お問い合わせ◆ 令和7年4月16日から開設します

相談窓口 電話 029-301-5155(医療機関等)

029-301-3095(介護・障害・幼保)

平日 9:00～17:00

注意事項

申請前に、茨城県ホームページにて、支給要綱及び申請マニュアルを必ずご確認ください！

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/iryo/bukkakoutou.html>

- ・申請の内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合があります。
- ・虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。併せて、加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

申請方法

「電子申請」をご利用ください！

- ・県のホームページから「**いばらき電子申請・届出サービス**」にアクセスしてください。
- ・「いばらき電子申請・届出サービス」は、利用者登録をせずに利用可能です。(添付ファイル容量の上限は50MBです。)

※電子申請ができない場合のみ、書面により申請いただけます。

- ・様式第1号は**茨城県ホームページにおいて、ダウンロード**してください。
- ・郵送する際は、**レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法**により、送付してください。

【郵送先】(令和7年5月30日消印有効)

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金 審査デスク 宛

※一つの法人等で複数の医療機関・福祉施設等を運営する場合は、茨城県内で運営する全ての医療機関・福祉施設等の申請額を取りまとめて、一括して申請してください。

申請に必要な書類 (主なもの)

- ・ 令和6年度茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給
申請書兼宣誓・同意書及び施設内訳書(様式第1号)
- ・ 振込先口座の通帳の写し
- ・ 光熱水費の算出根拠書類(法人税、所得税の確定申告書の写し(令和5年分)等)
- ・ 支給要件確認書類(令和5年度以降の事業実績が確認できる書類(施術所・助産所・歯科技工所・補装具製作所のみ))
- ・ 省エネ対策の取組確認書類(病院・有床診療所のみ)
- ・ 給食実施状況確認書類(幼保施設のみ)

※ 詳細はホームページでご確認ください。



茨城県